

セコムグループ
お取引先CSR推進ガイドライン

セコム株式会社

2022年10月

企業活動のグローバル化やIT化の進行など、企業を取り巻く環境が多様化し、かつ変化が急速に進む中において、法令遵守などの責任はもとより、企業が社会の一員として持続可能な社会の実現に貢献する、すなわち「企業の社会的責任(CSR*)」に積極的に取り組んでいくことが期待されています。(*CSR : Corporate Social Responsibility)

近年では、お取引先も含めたサプライチェーン全体で組織統治、公正な事業慣行、人権・労働慣行、消費者課題、環境などの社会課題に取り組む必要があると考えられています。

セコムでは「社業を通じ、社会に貢献する」という企業理念のもと、お取引先の皆様とともにCSRの取り組みを推進するために、弊社の方針や考えを記述した「セコムグループお取引先CSR推進ガイドライン」を策定いたしました。

重要なビジネスパートナーであるお取引先の皆様と、本ガイドラインを通じて共通認識を持ち、社会から信頼される企業としてともに成長し続けていきたいと考えておりますので、ご一読いただき、取り組みを推進していただきますよう、よろしく願いいたします。

※ 本ガイドラインは、各業種共通のものとして策定しておりますので、該当しない箇所についての取り組みはご不要です。

※ 皆様のお取引先(国内外)へもCSRの推進をご要望ください。

本ガイドラインの構成

◎お取引先CSR推進ガイドライン

1. 組織統治、公正な事業慣行
2. 人権・労働慣行
3. 消費者課題
4. 環境

◎セコムグループサステナビリティ基本方針

- セコムグループ人権方針
- セコムグループ環境方針

◎参考資料 (世界人権宣言)

◎お取引先 CSR 推進ガイドライン

本ガイドラインは、CSRの観点から、お取引先の皆様に取り組んでいただきたい事項を示しています。

1. 組織統治、公正な事業慣行

各国・各地域の関係法令およびその精神をも遵守し、社会的倫理や良識に従った企業活動とリスク管理を行うようお願いします。

(1) 法令およびその精神の遵守

- ▶ 各国・各地域の法令およびその精神をも遵守し、適正な企業活動を行う。
- ▶ コンプライアンス徹底のために、方針・体制・行動指針・教育・通報制度などを整備する。

(2) 輸出入取引管理

- ▶ 条約・協定などの国際ルールや各国・各地域の法令を遵守し、適切な手続き・管理を行う。

(3) 腐敗防止

- ▶ 政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努め、政治献金・寄付などは各国・地域の関係法令に基づき実施し、違法な政治献金や賄賂の提供にあたる行為は行わない。
- ▶ 不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的とする接待・贈答・金銭の授受・供与を行わない。

(4) 競争ルールの遵守・公正取引

- ▶ 独占禁止法をはじめ、各国・地域の競争関係法令を遵守して、私的独占、不当な取引制限(カルテル、入札談合等)、不公正な取引方法、優越的地位の濫用などを行わない。

(5) 知的財産権の保護

- ▶ 特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・営業秘密などの他者の知的財産権を尊重し、不正入手・使用、権利侵害を行わない。
- ▶ 自社の知的財産が他者によって不正に使用されないよう、適切に管理・保全する。

(6) 反社会的勢力との関係遮断

- ▶ 暴力団等反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求は断固拒絶する。

(7) インサイダー取引の禁止

- ▶ 未公表の重要な内部情報に基づき、自社や取引先の株式売買などを行う「インサイダー取引」や、「インサイダー取引と疑われかねない行為」は行わない。また、家族を含む第三者にもこれらの情報を一切漏らさない。

(8) 情報セキュリティ・個人情報保護

- ▶ 情報を正確かつ完全な状態に保つための適切な保護対策を講じ、機密情報の漏えい・改ざん・破壊が発生しないよう、適切に管理する。
- ▶ 機密情報の適切な管理・保護・開示範囲および取扱方法を明確化し、自社および他者に被害を与えないように管理する。
- ▶ お客様・取引先・従業員などのプライバシーと個人情報の重要性をよく認識し、個人情報の紛失・漏えいなどが発生しないよう、適切に管理する。

(9) 危機管理

- ▶ 災害や事故など不測の事態に備え、BCP(事業継続計画)を策定するなどのリスク管理を行い、経営の安定と製品・サービスの安定供給に努める。

(10) 情報開示

- ▶ 法令などで公開を義務付けられているもののほか、取引先に影響を与えるリスク情報(例えば大規模災害による被害、環境や社会への悪影響の発生、重大な法令違反の発覚等)や財務状況・業績・事業方針の変更などの情報は、適宜・適切に開示し、相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

(11) 不正行為の未然防止と早期発見

- ▶ 不正行為を予防するための教育・啓発・風通しの良い組織風土の醸成に努める。
- ▶ 不正行為を早期に発見し、対応するための通報窓口設置などに努めるとともに、通報者のプライバシー保護を徹底し、通報したことを理由に不利益な扱いは一切行わない。

2. 人権・労働慣行

すべての人の尊厳と権利を尊重し、安全で健康的な職場環境の維持、向上に努めるようお願いします。

(1) 人権尊重、差別の禁止

- ▶ 「世界人権宣言*」を支持し、すべての人の人権を尊重する。
*世界人権宣言：本ガイドライン巻末の参考資料参照
- ▶ 人種・民族・国籍・社会的出身・宗教・性別など、いかなる事由による差別も人権侵害も行わず、人権侵害への加担あるいは黙認も行わない。

(2) 労働条件(賃金、労働時間、休憩休息)

- ▶ 賃金(最低賃金・超過勤務手当・賃金控除・出来高賃金・その他給付等)、労働時間、休日・年次有給休暇などの労働条件について、各国・地域の法令を遵守する。

(3) 従業員の団結権・団体交渉権

- ▶ 労働条件に関する労使間協議の手段としての従業員の団結権および団体交渉権を、各国・地域の法令に基づいて認め、従業員の代表もしくは従業員との誠実な対話・協議に努める。

(4) ハラスメントの禁止

- ▶ セクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)・パワーハラスメント(暴言・罵声による嫌がらせや威圧的行為)・虐待・体罰など、あらゆる形態のハラスメントを禁止する。
- ▶ 従業員が報復・脅迫・嫌がらせを恐れずにハラスメントの事例を報告・相談できるような措置を講じる。

(5) 安全衛生・健康管理

- ▶ 従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・災害・健康障害の未然防止に努める。

(6) 児童労働の禁止

- ▶ 各国・地域の法令による就労可能年齢またはILO(国際労働機関)の条約・勧告に定められた最低就業年齢*に達しない児童の労働は認めない。

*最低就業年齢：

	先進国	開発途上国
通常の労働	15歳(但し、義務教育終了後)	14歳
軽易な労働* ¹	13歳	12歳
危険な労働* ²	18歳	18歳

*1：非工業的業種における健康および福祉に有害でなく、かつ、軽易な労働で、行政官庁の許可等一定の条件を満たす場合に限る

*2：健康、安全、道徳を損なうおそれのある就業

(7) 強制労働の禁止

- ▶ すべての従業員をその自由意思において雇用し、暴行・脅迫・監禁その他精神又は身体を自由に拘束する手段によって、労働者の意思によらない強制的な労働を行わせない。

(8) 紛争鉱物への対応

- ▶ 紛争鉱物*については、サプライチェーンの調査を行うなど、使用回避に向けた取り組みに努める。

*紛争鉱物：紛争地域で産出され、武装勢力の資金源や紛争地域での掠奪・暴力などの人権侵害に密接に関連している鉱物の総称。特に、コンゴおよびコンゴに接する国々で採掘される、スズ・タンタル・タングステン・金の4種の鉱物を指す。

3. 消費者課題

優れた品質と安全性の確保に努めるとともに、適正表記・適切な情報提供をお願いします。

(1) 優れた品質の確保

▶ 高い品質を確保するための仕組みを構築・運用するとともに、継続的改善に努める。

(2) 安全性の確保

▶ 製品安全性の確保を追求するとともに、万一、安全上の問題がありうると判明した時は、迅速に取引先に報告し、問題の解決と拡大防止を行う。

(3) 適正表記・適切な情報提供

▶ 製品の表示にあたっては、性能・品質・価格を誤認させるような表現や表示は避け、適切な情報を正しく提供する。

4. 環境

持続的な発展が可能な社会の実現をめざし、地球環境の保全に努めるようお願いします。

(1) 環境保全活動の推進

▶ 事業活動のあらゆる段階(サプライチェーン)において、地球温暖化防止、資源の有効利用、生物多様性保全など、地球環境保全に資する行動を実践する。

(2) 環境マネジメント

▶ 大気・水・土壌などの汚染防止、化学物質管理、廃棄物の適正処理・リサイクルなどにおいて、各国・地域の環境関連の法令、規則及び各種協定を遵守する。

▶ エネルギー使用・温室効果ガス排出・水利用などに関する環境保全活動目標や自主規制の制定、全社的な管理の仕組みの構築などを行い、環境保全に継続的に取り組む。

◎セコムグループサステナビリティ基本方針

セコムグループでは、事業活動を通じて社会に貢献することを運営の基本方針に掲げています。人々の「安全・安心」に寄与するサービスを提供することを通して、グローバルな社会課題の解決に取り組み、社会とともに持続可能な成長を続けることを目指しています。

1. 未来にも“変わらぬ安心”を

私たちは、将来世代にわたり、あらゆるリスクに対して“切れ目のない安心”と“変わらぬ安心”をお届けできるよう、サービスやシステムを進化させていきます。

2. お取引先とともに

私たちは、サプライチェーン全体で、環境保全活動を推進し、脱炭素・循環型社会の実現を目指します。また、人間の尊厳を基本として人権を尊重します。

3. 社会の信頼に応える

私たちは、厳格な行動規範のもとで法令遵守と組織運営に努め、すべてのステークホルダーとの健全な関係を継続していくために、透明、誠実そして公正な企業活動を実践します。

4. 社員一人ひとりが主役

サステナビリティの担い手は、一人ひとりの社員です。社員の働きがいと誇りを大切にしながら、目標達成に向けた意識醸成の教育・啓発に取り組みます。

セコムグループ人権方針

セコムグループ（以下、当社）は、「組織内にあるはもちろんであるが、組織外であっても、人間尊重が基本であり、いかなる場合においても、いささかも人間の尊厳を傷つけてはならない」と運営基本10カ条に定めており、あらゆる差別を禁止しています。

人権尊重の取り組みをより一層推進し、その責務を果たしていく指針として、「セコムグループ人権方針」（以下、本方針）をここに定めます。

1. 適用範囲

本方針は当社のすべての役員と社員（契約社員、派遣社員、パート/アルバイト含む）に適用されます。また、お取引先とその関係者の皆様にも本方針を理解し、支持していただくことを期待するとともに、サプライチェーン全体で人権尊重の取り組みを推進すべく継続的に働きかけていきます。

2. 法令遵守と国際規範

当社は事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される人権尊重に関する法令を遵守します。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、国際的に認められた人権を尊重します。法令と国際規範に矛盾がある場合には、国際的な人権の原則を尊重する方法を追求します。

3. 人権の尊重

当社は人種、民族、国籍、出身地、社会的地位、性別、言語、障がい、宗教、信念または信条、性的指向、性自認などに基づくあらゆる種類の差別および嫌がらせ、個人の尊厳を損なう行為を禁止します。また、いかなる形態の強制労働および児童労働も認めません。

4. 人権デューデリジェンス

当社は人権尊重の責務を果たすために、人権デューデリジェンスの仕組みを構築、これを継続的に実施し、人権への負の影響の特定、回避、軽減を図るよう努めます。

5. 救済・是正

当社が人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済と是正に取り組みます。

6. 教育・啓発

当社は本方針が事業活動全体に定着するよう、必要な手続きの中に反映するとともに、すべての役員と社員に理解され効果的に実施されるよう、適切な教育と研修を行います。

7. 情報開示とコミュニケーション

当社は人権尊重の取り組みについて、ウェブサイト等で報告していきます。広く社会に情報を開示し、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを通じて社会からの期待に応えられるよう努めます。

セコムグループ環境方針

セコムグループ（以下、当社）は、安全で快適な暮らしの実現には地球環境の保全が不可欠であると認識しています。「社業を通じ、社会に貢献する」との企業理念のもと、環境マネジメントシステムを活用しながら、環境に配慮した事業活動を行っています。

脱炭素・循環型社会に向けた取り組みをより一層推進し、その責務を果たしていく指針として、「セコムグループ環境方針」（以下、本方針）をここに定めます。

1. 重要な環境課題と商品・サービスの提供

当社はサプライチェーン全体で、地球温暖化防止、資源の有効利用、生物多様性保全などの環境保全活動を推進します。また、お取引先とその関係者の皆様と協働し、商品・サービスの開発製造プロセスにおいて、環境配慮設計を実践し、有害物質の排除、機器の省資源・省電力化によりお客様および社会全体の環境負荷低減に貢献します。

2. 法令遵守等

当社は環境保全に関わる諸法令、規則および環境関連の各種協定を遵守します。また、自主規制を制定して環境保全に取り組みます。

3. 地球温暖化防止

当社は気候変動に対応すべく温室効果ガス排出削減に努め、その手段として再生可能エネルギーを積極的に活用していきます。また、事業活動によるエネルギーの使用にあたっては、無駄の排除を徹底し、高効率かつ環境負荷の低い設備や機器、システムなどを積極的に採用することで、環境と経済の両立を図ります。

4. 資源の有効利用

当社は資源枯渇の問題解決に寄与するため、あらゆる資源の使用にあたっては、持続可能な利用と調達、廃棄物の削減および再資源化を推進し、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を目指します。

5. 生物多様性保全

当社は生態系損失の深刻さを認識し、森林資源や水資源などの生態系サービスがもたらす恵みの豊かさを守るため、生物多様性への影響を最小化することに努めます。さらに、海洋プラスチック問題に取り組み、海の環境汚染防止に寄与する活動を推進します。

6. 教育・啓発

当社は本方針を社内に通知し、社員一人ひとりが環境問題の重要性を理解し、高いモチベーションで環境保全活動に取り組み、社会貢献ができるよう教育・啓発を行います。

7. 情報開示とコミュニケーション

当社は環境保全の取り組みについて、ウェブサイト等で報告していきます。広く社会に環境情報を開示し、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを通じて社会からの期待に応えられるよう努めます。

◎参考資料

世界人権宣言

(1948年12月に第3回国連総会にて採択。人権および自由を尊重し確保するための「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」の宣言)

<抜粋>

- 第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である
- 第2条 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上の意見、社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれにするいかなる事由による差別をも受けることなく、すべての権利と自由とを享有することができる
- 第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する
- 第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない
- 第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する
- 第16条 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する
- 第17条 すべての人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する
- 第18条 すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する
- 第19条 すべての人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する
- 第20条 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する
- 第21条 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する
- 第22条 すべての人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有する
- 第23条 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する
- 第24条 すべての人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する
- 第26条 すべての人は、教育を受ける権利を有する
- 第27条 すべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する

お問い合わせ先：セコム株式会社 サステナビリティ推進室
電話 03-5775-8518
e-mail csr@secom.co.jp